

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第8号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第1条 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除</p>

く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) <省略>

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)から(6)まで <省略>

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 <省略>

2から5まで <省略>

6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属す

く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) <省略>

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)から(6)まで <省略>

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 <省略>

2から5まで <省略>

6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属す

る部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 <省略>

る部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 <省略>

(瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則			附 則		
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年瀬戸市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される新条例第82条	新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年瀬戸市条例第16号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される新条例第82条
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

（瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（平成29年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 第1条の規定による第16条の改正規定、第50条の改正規定、同条の次に第50条の2を加える改正規定、第50条の2を第51条の2に改める改正規定、同条の次に6条を加える改正規定、第52条、第53条及び第55条から第60条までの改正規定並びに附則第7条の3第1項の改正規定及び第2項中「12. 1分の2. 4」を「8. 4分の2. 4」とする改正規定、附則第7条の3の次に5条を加える改正規定並びに第2条の規定並びに附則第2条第2項、第4条及び第5条の規定 平成31年10月1日

(瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「瀬戸市市税条例第82条及び」に改め、「左覧に掲げる」の右に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) (a)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第	3,800円	3,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 第1条の規定による第16条の改正規定、第50条の改正規定、同条の次に第50条の2を加える改正規定、第50条の2を第51条の2に改める改正規定、同条の次に6条を加える改正規定、第52条、第53条及び第55条から第60条までの改正規定並びに附則第7条の3第1項の改正規定及び第2項中「12. 1分の2. 4」を「8. 4分の2. 4」とする改正規定、附則第7条の3の次に5条を加える改正規定並びに第2条の規定並びに附則第2条第2項及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

<u>2号ア(ウ)</u> <u>(b)</u>	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>附則第16</u> <u>条第1項</u>	<u>第82条</u>	<u>瀬戸市市税条</u> <u>例等の一部を</u> <u>改正する条例</u> <u>(平成26年</u> <u>瀬戸市条例第</u> <u>16号。以下</u> <u>この条におい</u> <u>て「平成26</u> <u>年改正条例」</u> <u>という。)</u> <u>附</u> <u>則第6条の規</u> <u>定により読み</u> <u>替えて適用さ</u> <u>れる第82条</u>
<u>附則第16</u> <u>条第1項の</u> <u>表第2号ア</u> <u>(イ)の項</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>平成26年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6条の規定に</u> <u>より読み替え</u> <u>て適用される</u> <u>第82条第2</u> <u>号ア(イ)</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>附則第16</u> <u>条第1項の</u> <u>表第2号ア</u> <u>(ウ)(a)の項</u>	<u>第2号ア(ウ)</u> <u>(a)</u>	<u>平成26年改</u> <u>正条例附則第</u> <u>6条の規定に</u> <u>より読み替え</u> <u>て適用される</u> <u>第82条第2</u> <u>号ア(ウ)(a)</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>附則第16</u> <u>条第1項の</u>	<u>第2号ア(ウ)</u> <u>(b)</u>	<u>平成26年改</u> <u>正条例附則第</u>

表第2号ア <u>(ウ)(b)の項</u>		<u>6条の規定に より読み替え て適用される 第82条第2 号ア(ウ)(b)</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第54条第6項の改正規定、第2条及び第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の瀬戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。